（札幌管区気象台気象防災部予報課主任予報官）同　黒田　英二
網走地方気象台次長に昇任させる
（山形地方気象台防災管理官）同　越後　覚
青森地方気象台次長に昇任させる
（秋田地方気象台次長）同　鳴海　敏光
盛岡地方気象台次長に配置換する
（盛岡地方気象台観測予報管理官）同　高橋　勉
秋田地方気象台次長に昇任させる
（盛岡地方気象台防災管理官）同　藤原　政志
山形地方気象台次長に昇任させる
（秋田地方気象台防災管理官）同　松岡　稔
福島地方気象台次長に昇任させる
（中部航空地方気象台観測課長）同　大橋　勇治
水戸地方気象台次長に昇任させる
（水戸地方気象台観測予報管理官）同　近田　忠宏
前橋地方気象台次長に昇任させる
（横浜地方気象台観測予報管理官）同　市川　信介
熊谷地方気象台次長に昇任させる
（長野地方気象台観測予報管理官）同　亀井　正久
新潟地方気象台気象防災情報調整官に昇任させる
（東京管区気象台気象防災部技術課長）同　常盤　実
金沢地方気象台次長に昇任させる
（新潟地方気象台広域防災管理官）同　山田　隆徳
東京管区気象台気象防災部技術課長に転任させる
（新潟地方気象台防災管理官）同　成澤　達也
新潟地方気象台広域防災管理官に昇任させる
（気象衛星センターデータ処理部解析課長）同　林　基生
甲府地方気象台次長に転任させる
（東京航空地方気象台予報課長）同　春原　城辰
長野地方気象台次長に昇任させる
（銚子地方気象台観測予報管理官）同　中村　健二
岐阜地方気象台次長に昇任させる
（東京管区気象台気象防災部海洋情報調整官）同　藤村　昌彦
静岡地方気象台次長に転任させる
（福井地方気象台次長）同　大洲光知夫
津地方気象台次長に配置換する
（静岡地方気象台防災管理官）同　高田　雅浩
福井地方気象台次長に昇任させる
（高知地方気象台次長）同　春海　孝
和歌山地方気象台次長に配置換する
（鳥取地方気象台次長）同　北村　光良
高知地方気象台次長に配置換する
（広島地方気象台地震津波火山防災情報調整官）同　林　正典
鳥取地方気象台次長に配置換する
（徳島地方気象台防災管理官）同　鈴木　勇次
広島地方気象台地震津波火山防災情報調整官に昇任させる
（鹿児島地方気象台気象防災情報調整官）同　堀　伸也
下関地方気象台次長に配置換する
（宮崎地方気象台観測予報管理官）同　鎌田　寛明
鹿児島地方気象台気象防災情報調整官に昇任させる
（下関地方気象台観測予報管理官）同　小﨑　大成
佐賀地方気象台次長に昇任させる
（福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センター予報官）同　後小路義弘
長崎地方気象台次長に昇任させる
（宮崎地方気象台防災管理官）同　図師　哲己
大分地方気象台次長に昇任させる
（鹿児島航空測候所長）同　福永　秀一
宮崎地方気象台次長に転任させる
（気象衛星センター総務部総務課長）国土交通事務官　田中　靖
福岡航空地方気象台次長に転任させる（以上四月一日）

# 官庁報告

## 官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成三十年六月六日　　金融庁長官　森　信親

認可日　平成三十年五月二十二日

### 貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

#### 第1章　総則

（目的）

**第1条**　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

**第2条**　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

**第3条**　協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年告示第3号。以下「障害者差別解消対応指針」という。）、「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）及び金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」という。）を遵守するほか、第2章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

2　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

3　協会員は、前2項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

4　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）

**第4条**　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

（業務の透明性の確保）

**第5条**　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。